

# 近世祠職の思想的活動

— 祇園社を例として —

神社本庁教学課

松 本 丘

はじめに

元和偃武による泰平の時代は、文運の伸長を齎したが、神道思想もその例外ではなく、各階層に広く浸透してゆくこととなる。そしてそれを直接担ふべき祠職よりも多くの思想家が輩出したのであった。これまでは個々の学者に就いては多くの研究がなされてきたが、神道思想と、各地の神社・社家への具体的な影響を論じたものは少ないもの如くである。しかし近年、西岡和彦氏により出雲大社における垂加神道の展開を説かれた論考<sup>(1)</sup>が出て、神道研究の新たな視野が開けつつある。

本稿は、西岡氏の驥尾に付して、垂加神道と八坂神社（祇園社）の關係を取挙げ、近世祠職の思想的活動の一斑を考察するものである。

註

(1) 「近世出雲大社の思想的的研究—特に垂加神道受容の要因並びに国学との相克について」(『國學院大學日本文化研究所紀要』第八十輯、平成九年) 他。

## 一、社代山本家と主馬憲蔭の学徳

周知の如く、明治以前の八坂神社は、祇園社、祇園感神院などと称された神仏混淆の社であつて、社務執行（宝寿院が世襲）を長上とする諸坊の社僧によつて運営されてゐたが、別に俗体で奉仕する社人の長として社代がをり、庶務全般を処理する立場にあつた。江戸時代は山本家と、同家より分かれた上河原家が主としてその任に當つてゐたのであるが、この山本家が垂加神道と深い關係を持つたのである。

山本家と垂加神道との最初の接点は、元禄より寛保頃にかけての社代・憲之（称大蔵）の時であらう。山崎闇斎の門弟・出雲路信直の日記の元禄四年十月三日条によると、神代巻の講義の聴衆の中に大村宇右衛門（後の玉木葦斎）等と共に「山本大蔵」の名が見えてゐる。これが憲之であるとの確證はないが、後述の憲蔭と葦斎との關係から見て、憲之が出雲路家に入してゐたとしても誤りなからう。憲之の子が憲蔭（称主馬）であるが、その名は、若林強斎（延宝七年〜享保十七年）への神道伝授の一件によつて広く知られてゐる所であつて、彼の頃より祇園社に垂加学が本格的に流入してゆくこととなる。

憲蔭の人物は、洛東双林寺に存した墓銘によつて、その大概が知られる。しかし現在、同寺には憲蔭の墓碑を見出すことが出来ず、山本家墓群も、整理によつて無縁墓へ一括されてしまつてゐる。憲蔭の墓碑もこの累積する墓碑の中に埋没してゐるのであらうか。しかし幸ひに寺田貞次氏の『京都名家墳墓録』（大正十一年、京都文華堂）や久保田満明氏の「双林寺墓地見聞」（『掃苔』第二卷第七号、昭和八年）にその碑文が収めてあるので、長文であるがこれを引いておかう。<sup>(2)</sup>なほ、撰者は社僧の松坊順恵にて、後述の如く憲蔭の実弟である。

(表) 山本先生墓誌並銘

(陰) 先生姓大江、名憲蔭、号守元斎、俗呼主馬、憲之之長子、平安之産也、相繼為社職、先生為人資質  
孝順、其事父母定省告面、未嘗廢怠焉、自幼嗜翰墨、習聞臨池之法於清水蘭齋翁、年既十有六、  
受伊呂波訣要、得結構閑架之術焉、卒成一家、先生蚤時從默翁、以学神道聞儒術、始識垂  
加靈社所傳者正統之伝也、翁歿而後、又從五十鱗翁、翁乃知先生之穎悟、授之八塩道之伝及橘家  
神道之秘訣、翁復為之介紹、令謁從一位公通卿、夜読書少息、忽夢青天起雲霧、龍蛇昇騰、意  
窃怪之、果翼得神学之許可、可謂奇矣、然深藏而不敢告人、兼嗜和歌有職之道、從短山翁  
以学古今職原等、亦得以各究其伝也、其游於藝、亦可謂勤矣、既而自從社職以來、專以下新  
廢缺復興旧典為己任、汲々不措焉、推原本社旧記、參之國史家牒、其可以微證者採摭成編、  
凡五十卷統編十三卷、代行快公而序之、享保十三年戊申奉使於江府備台覽、不特為一家之榮、  
實足為後世之鑑、其功豈曰淺鮮乎、又嘗採准后所編正統記、作之考證評釈、纂輯多年、其就緒  
者十之九、猶缺一二條、嗚呼惜乎、今茲庚戌之冬臘月臥疾、父母問其所苦、必曰快、唯其意恐  
病親情而已、至二十五日晨病勢危篤、父從旁擁而捺之、先生乃擎父手加額以謝恩、澄然逝矣、  
其平生孝養可從知焉、享年四十、於是二十六日葬于双林寺後先塋之側、又為之仰請公通卿賜題  
主之号、卿曰彼嘗与聞神籬伝、宜因自之所号以称守元靈社、乃親筆賜之、身後之采何以加旃焉、  
予就土鈴翁請銘、翁固為先生之同学、故不堪旧盟之歎而為之諾、其銘曰、孝順其性、開豁其量、  
研精神典、游藝多方、天不假年、人陪感傷、諄々貽謀、比先有光、

享保辛亥季春月

橘順忠識

これによれば、憲陰は憲之の長子で、歿年より算して元禄四年に生れたことが知られる。幼時より書道を受けたと

いふ清水蘭齋に就いては知る所がないが、神儒を学んだ「黙翁」とは誰であるか。この人より垂加霊社の正統の伝を得たといふのであるから、闇齋の門弟の桑名黙齋（名松雲、慶安二年（享保十六年））ではなからうか。しかし『崎門学脈系譜』<sup>(3)</sup>によると、黙齋は憲蔭の歿した翌年の享保十六年に世を去つた事となつてゐて碑文と合はないが、黙齋は晩年、仙臺藩に出仕して京都を離れてゐるので、碑文にはかく記したものであらうか。さて、黙翁に次いで憲蔭が就いた「五十鱗翁」とは、玉木葦齋（名正英、寛文十年（元文元年））の事である。葦齋は主馬の穎悟なるを知り、之に伝ふるに垂加神道及び橘家神道の秘訣を以てした。葦齋が紹介して謁せしめた「公通卿」は、即ち山崎闇齋の後継者となつた正親町公通である。憲蔭が公通へ誓紙を呈したのは、享保二年九月二日のことであつた。<sup>(4)</sup>

その後、憲蔭は享保四年五月二日に『橘家鳴弦伝』を、同五年八月二十二日には、垂加神道にて最も重んぜられた山崎闇齋所編の『風水草』を、各々玉木葦齋より伝授せられてゐる事が、小浜市立図書館蔵本の奥書によつて知られる。

同九年に上京した山口春水（若林強齋の門人）が「神道ノ事、正親町公通卿へ垂加翁御付属、公通卿ヨリ玉木へ付属、玉木ヨリ其許（憲蔭）へ付属、垂加翁以来ノ書、尽ク其許へ伝ハリ有之由、御物語ニテ候」（『雑話統録』<sup>(5)</sup>）と云つてゐる如く、当時三十四歳の主馬は、闇齋・公通・葦齋と伝承せられて来た垂加神道の正系を継ぐべき立場に在つたとしてよいであらう。

さてこの時、山口春水は旧知の憲蔭より神道を聞いたことであつたが、これを契機として憲蔭から若林強齋への神道伝授が行はれる事となる。この間の事情は、春水の『雑話統録』が詳しく伝へてをり、憲蔭の人物も知ることが出来る。それによると、一日春水は「何ト其許ノ力ニテ此道ヲ担当シテ、相伝ノ書乱雑ニナリテアルヲモ修飾シテ後世へ遺スホドノ事業相成ルベシト思ハレ候ヤ」と、憲蔭に質した所、彼は「手前力ニ不<sup>レ</sup>及事ハトクト合点致シ罷在<sup>レ</sup>ドモ、誰ヲ力ニ取りカ、ルベキ相手モナシ。一年々々打過グ」と答へた。そこで春水は師強齋への付属を勧めると、

憲蔭もこれに同意したのであつた。そして、

予（春水）斯道ノ事、真実ニ右ノ通りノ思ハクニテ候ハゞ、若林氏ニ相伝可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之。若林氏ノ事、是マデ対面モ無クテハ、其学力、器量、志操、御合点マキルマジ。誠ニ斯道ヲ任ジ後世ニ遺スニ堪ヘタル者ハ斯人ニテ候。神道ノ事、年来志モ篤ク、骨折モ普通ノ事ニテ無<sub>レ</sub>之候。然レバ其許斯道ヲ私物ニスル合点デナクバ、早速若林氏ニカイザラヘテ御付属然ル可シト云ヘバ、主馬モ甚ダ感心ニテ、何ガ授、宝ヲ懐イテ世ヲ迷ハス様ナ黒キ心ハナク候。其許御物語ニテ相考フレバ若林氏ニ付属スルガ最上ノ事也。若林氏ニ右ノ趣ヲ御申通ジアツテ、手前ニ御同道有<sub>レ</sub>之度ト申サル、ニ付、予、往而誨フル事ハ為ヌナド云フコトハ人ニヨリテノ事ニ候。若林氏ハ其許ナドニ手ヲ下ゲテ參ラル、様ナ人ニテハ無ク候間、斯道ノ為トナラバ、其許、予ト御同道、若林氏ニ御見舞アリテ先ヅ知人ニナラレヨ。其上ニノ事ハ其上ニテ御相談可<sub>レ</sub>然ト云ヘバ、奇特ニ主馬早速得心有<sub>レ</sub>之。

と、春水の仲介によつて強齋との対面が果たされる事となつた。その日、官務により遅れて堺町の強齋宅に至つた春水であつたが、既に二人は旧知の如くに談笑してゐた。強齋の云ふには、

主馬殿厚キ思召ヲ以テ今日御尋ネニ預カリタレバ、此上ニモ三モ無キ事、其許ノ御引合ハセヲ可<sub>レ</sub>待コトデモナシ、手前年来ノ所存ノ趣ヲ伏藏ナク申達シタレバ、主馬殿甚ダ御感心ニテ、此上ハ垂加翁以來相伝ノ趣、並ニ風水、風葉、暮目、鳴弦、橘家ノ伝ニ至ルマデ不残手前ニ御付属有<sub>レ</sub>之ベシトノコト、御約諾相濟タリ。

との事である。憲蔭も「然候ヘバ斯道ノ所<sub>レ</sub>寄アリ、自分ニ於イテ大慶安堵申尽シ難シ」と、強齋といふ人物を得たことに非常な喜びを示したのであつた。

この後強齋は、憲蔭より付属せられた神書の筆写に没頭し、翌年には「守中」の靈社号を受けるに至つた。憲蔭は強齋を見て「我々此ノ後シバラク神書ノ講習ヲ可<sub>レ</sub>相止」、守中翁ト云フ垂加以來ノ人有ルゾ。然ルニ未熟ノ我等如キガ神書ヲ講ズルト云フコト不可<sub>レ</sub>有、篤ト熟得致スマデ相止メ可<sub>レ</sub>申」と語つたといふ（『望楠所聞』<sup>6</sup>）。強齋の学徳も

さることながら、春水が「性質私ナク、殊勝見事ナルコト如此」と評した憲蔭の敬虔なる態度に拠つて、この神書相伝が実現を見たのであつた。

この神道書付属の後も、憲蔭と強斎の交流は続き、『雑話筆記』『同統録』には憲蔭の記事が頻出してゐる。そのうちに興味深いのは、強斎が家塾を「望楠軒」と称した由来に就いての事である。『雑話統録』二二に、

先生堺町ノ書齋ヲ望楠ト名附ケラレシ事ノオコリハ、或時、參上御物語申上グル節、楠木正成ノ言ニ、仮リニモ君ヲ怨ミ奉ルノ心發ラバ、天照大神ノ御名ヲ唱フベシ、ト申サレタル由、賀茂ノ藏書、楠氏ノ書ニ有之旨、山本主馬物語有之タル旨ヲ申上グレバ、先生殊ノ外御感心有之。

其後、先生御物語ニ、書齋ヲ望楠ト号シタリ。我ガ国士臣ノ目当ハ、彼ノ楠氏ノ一語ノ外是ナキ事也。平生拙者ノ守リニモト思フニツキ、楠氏ヲ仰ギ望ムノ合点ニテ、書齋ヲ望楠ト号ケシ也。

とある如く、強斎を感動せしめた楠公の語は、憲蔭が春水に教示したものだつたのである。

享保十二年、玉木葦齋は自著の『玉籤集』と『原根録』とを、自邸の森蔭社前にて焼却するといふ事があつた。前者は垂加神道の秘伝集成、後者は三種神器に関する諸書記事の抄録であるが、葦齋は神道精神を形骸化するものであるとの若林強斎の注意を容れて、両書を焼いたのであつた。憲蔭は、強斎と共にその場に在つたが、

焚き棄てて言の葉呷も 荒金の土に遺しし道のかしこさ  
と詠じて、強斎に嘆賞せられてゐる（『記原根録玉籤集』<sup>(8)</sup>）。

その後も憲蔭は葦齋の有力な門弟として重きをなしてゐた如くである。享保十三年二月二十二日の『森蔭社宝楽和歌』<sup>(9)</sup>に於いては「寄鏡神祇」の題にて葦齋や岡田磐斎等と共に、

晃とはる賢しこき神の中にもす 光りあまねき天津鏡は

との詠を献じてゐる。この宝楽和歌には合計二十八名の出詠者があるが、憲蔭の順次は葦齋・磐斎に次いで三番目と

なつてをり、葦齋門に於ける憲蔭の地位の大きさが窺はれよう。

碑文によれば、憲蔭は和歌及び有職をも学び短山翁（伝未詳）よりその伝を受けたと云ふが、彼の事蹟中に逸する事ができないのは『祇園社記』『同御神領部』『同雑纂』『同統録』の四部、計六十餘巻に及ぶ祇園社古史料の整理編纂であつて、碑文に本社<sup>(10)</sup>の旧記を元とし、国史家牒を参考して編を成したと述べられてゐるのは、まさにこの事である。これらは『八坂神社記録』に収められ、現在に於いても同社研究に缺くべからざる史料であつて、これは当時の社務執行宝寿院行快の名を以て成つたものであるが、行快を助けてその功を成さしめたのは憲蔭であつたのである。「専ら廢缺を一新し旧典を復興するを以て己が任」としたといふ彼は、精力的に事に従つたものの如く、就中『祇園社記録』十三巻は、享保十一年八月二十五日より翌月二十五日に至る僅か一月を以て其の功を畢へてゐる。そして同書の行快序も、碑文によつて憲蔭の代作に係るものであつたことが判明する。また、今『祇園社記』には行快自筆本の他に、その缺を補ふ別系統の一本が伝はつてゐるが、その第二巻には「憲蔭云、崇徳院以下上御門院治十三年トアルマテ本紙重複、依今省略ス」との書込<sup>(11)</sup>が有つて、憲蔭の書写したものであることを示してをり、祇園社の記録整理に憲蔭が果たした役割の大きさが窺はれる。

さらに碑文には、憲蔭が『神皇正統記』の考證を編し、殆ど成らんとしてゐたことが記されてをり、また西依成斎（強斎門人、元禄十五年〜寛政九年）の語を録した『成斎先生雑話』<sup>(12)</sup>にも「六国史ノ善本ハ至テ少ナシ。望楠ニ一本アルガコレハ至テヨキ本也。右ノ本ハ山本主馬ガ段々手ヲ入レ文字ナド校合シテアルゾ」との記事が見え、憲蔭は国史にもよく通じてゐたことが知られる。

享保十五年冬、憲蔭は疾に倒れ、十二月二十五日に歿した。年四十。順恵が墓銘を請うたといふ「土鈴翁」は、關斎・公通に学んだ松岡恕庵（寛文八年〜延享三年）である。なほ正親町公通よりは、その号した所に因つて「守元靈社」の称を与へられた。

かくて、葦齋や強齋にも先立つて歿した、史上に埋没した感のある憲蔭であるが、彼がその人物に心服し神書を伝授した強齋によつて、山崎闇齋の真精神が闡明せられ、垂加神道は更なる発展を遂げたのであつた。その闇齋と強齋とを道統に於いて連結せしめたのは、実に憲蔭の無私なる態度だつたのである。

さて憲蔭の父憲之は、寛保元年九月の「帯刀人数改書上」<sup>(13)</sup>に社代としてその名が見えてゐるから、かなりの長命を保つた様である。そして彼の後は、憲蔭の末弟憲守（称隼人）<sup>(14)</sup>が継いだ。

前に引いた久保田氏の「双林寺墓地見聞」によると、当時はまだ他の山本家の人々の墓碑銘の採集が可能であつたため、憲守とその子憲顕（称主計）の碑文が録せられてゐる。

（表） 山本憲守之墓

（陰） 君姓大江、名憲守、号永山、累世祇園廟祝、大江憲之之季子也、長子憲蔭不幸而先卒、是以為憲之之嗣、以正徳三年癸巳四月十七日生、以明和八年辛卯六月廿三日卒、越同廿九日葬于洛東双林寺先茔之側、

孝子朝散大夫大江憲顕建之

（表） 山本故陸奥守従五位下大江憲顕之墓

（陰） 君姓大江、名憲顕、号隆山、累世祇園之社司也、明和年間恭奉中絶再興之勅、叙爵拜任、実山本家中興之主也、以享保十五庚戌年三月廿八日生、以寛政三辛亥年正月二日卒、

寛政三辛亥年二月

孝子山本友知雄建焉

以上によつて、憲之以降の山本家の系譜と略伝が知られる。なほ、文中に中絶再興の勅とあるのは、明和八年に旧

例に準じて松坊等の社僧が法橋に、山本家も従五位下に叙せられたことを指す。

この憲守や憲顕と垂加神道の関係は明確ではないが、この山本家と共に垂加神道と関わりが深かったのが、祇園社社僧の一家・松坊であつた。これに就いては章を改めて述べることにしよう。

### 註

- (1) 下御霊神社蔵。いまは京都市歴史資料館の写真版によつた。
- (2) 両氏の引く文には若干異同があるので、寺田氏の文を元に久保田氏のを参考として誤字と思はれるものを訂した。
- (3) 『楠本端山・碩水全集』(昭和五十五年、葦書房) 所収。
- (4) 東京帝国大学神道研究室旧蔵。小林健三氏「望楠軒神道の研究」(『垂加神道』昭和十七年、理想社に所収)に全文が引かれてあるが、現在所在不明である。
- (5) 岡彪村翁編『強齋先生雑話筆記』(昭和十二年、虎文齋) 卷五。
- (6) 同前卷九。
- (7) 同前卷四。
- (8) 『統強齋先生集』(『神道大系 論説編・垂加神道(下)』所収)。
- (9) 写一冊、東京大学史料編纂所蔵。
- (10) 行快と『祇園社記』編纂に就いては、久保田収博士「祇園社務執行宝寿院行快」(『八坂神社の研究』昭和四十九年、神道史学会に所収)に詳しい。
- (11) 『八坂神社記録』三(増補 統史料大成)昭和五十三年、臨川書店。
- (12) 『神道大系 論説編・垂加神道(上)』所収。
- (13) 『八坂神社文書』一一二二、平成六年、臨川書店刊の増補復刻版によつた。
- (14) 山本憲守・憲顕の通称は『八坂神社文書』の比定に従つた。

## 二、社僧松坊と垂加神道

山本憲蔭の墓碑文を撰した橘順恵の墓は、八坂神社裏の長楽寺の無縁墓地内に存する。<sup>(1)</sup> その墓碑には、

(表) 故松坊順恵之墓

(陰) 君姓橘氏、名順恵、称東籬、本系洛東祇園祠官大江憲之之仲子、而為同廟祝松坊順秀之嗣、以元禄八年乙亥八月十五日生、以明和元年甲申閏十二月十九日卒、越廿二日葬于長楽寺先塋側、私諡曰宏中、とあつて、順恵は山本憲之の次子、即ち憲蔭の実弟であり、祇園の社僧松坊の養嗣に入つたことが知られる。松坊は、宝光院・東梅坊・西梅坊・新坊等と並ぶ妻帯世襲の社僧である。順恵は前述の如く、松岡智庵と親交があり、私諡に云ふ「宏中」も若林強斎の靈社号「守中」との關係を連想せしめるから、彼も垂加神道を学んでゐたものと見てよいのではなからうか。

さらに順恵の後の順専に至つては、垂加神道との關係が一層明白となる。順恵のものと並んで存する順専の墓碑は、破損が激しく、西依成斎撰の碑文は上下の文字が剝落してゐるが、大概の内容は判読できる。

(表) 故松坊權律師法橋順専之墓

(陰) ……同社僧、明和年間有「神宮修理之命」、与「同列」相謀……古法者多矣、是以有「中絶再興之誉」、不幾而叙「法橋」任「權律師」……癸丑五月二十二日、享年六十一、葬「東山長楽寺之先塋」□有嗣子順□……建「石碑於墓前」、先人從「学翁」有年、伏乞得「題一言」碑陰以示……易之平□需甚切也、乃諾且謂曰、嗚呼順秀之為人温恭篤実信……以「神儒之講学之士」、往々相繼至「其門」、集會討論……矣今也……銘曰、神聖無「道」、其要在「守中」、使人知所向、維能敵其……癸丑秋……

文中の「癸丑」は寛政五年であるから、順専の生年は享保十八年となる。

さて、この碑文によれば順専は、守中翁若林強斎の学問に傾倒し、神儒を兼ね修めたことが窺へるが、これを詳しく伝へてゐるのは、奥野寧斎（西依成斎の門人）の「書風葉集後」<sup>(2)</sup>である。これには、

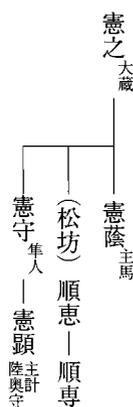
祇園祠部松坊順専者、山本翁之族子也、深信若林守中翁之道、受業於翁之門人西依成斎翁、篤志勤学、受若林翁所浄写之神代卷風葉集十卷而瞻写、因乞成斎翁之一言題卷末、時翁歲既過古稀、而事亦繁也、故諾之數年不果、順専數次乞之不巳、於是翁親書跋文於其卷末而授之、時翁八十二歲也、順専歛欣藏諸篋笥、(中略)予篤之、弱年与松祠部同受業於西依成斎翁、而予之不敏、務力於儒書、未暇学神書、且不幸亡家、流浪転旋、過壮年而学易十有餘年而卒業、於是乞学神書於成斎翁、時翁老不克日夜親講説、因命松祠部使之講説、而時或親提其要而示之耳、故予就松祠部講究數年、而寛政庚戌季冬、受此書瞻写焉、(下略)

とある。文中の「山本翁」は即ち憲蔭の事であるが、その族子といふのであれば、順専は順恵の子であつたことが分かる。順専は若林強斎の学問を慕ひ、その門人西依成斎に就いて学んだのであつた。この『風葉集』は、山崎闇斎が神代紀を注したものであつたが、未完のまま闇斎が歿したため、その草稿が正親町公通・玉木葦斎を経て憲蔭に伝へられ、さらに憲蔭からこれを受けた強斎が編集完成せしめた書である。順専は望楠軒に伝はつてゐた本書を成斎より借りて書写したのであつた。そして彼は、師に代つて寧斎に神書を講じてゐたことも記されてをり、神道に深く通じてゐたことが窺はれる。

また、鈴木潤斎の「処士西依先生行状」<sup>(3)</sup>には、寧斎や潤斎等と共に易の講義を聞いたことも見えてをり、順専が神

儒を兼ねて学んでゐたことが證せられよう。

以上述べ来た如く、山本家と松坊は血縁關係にあり、思想に於いても垂加神道を共に奉じてゐたのであつた。ここで両家の系譜を圖で示しておかう。



### 註

- (1) 長楽寺に於ける墓碑の調査に際しては、國學院大學兼任講師中山郁氏の協力を得た。記して深甚の謝意を表す。
- (2) 『風葉集』京都大学図書館蔵本の書後。『神道大系 論説編・垂加神道(上)』所収。なほ、『風葉集』の成立に就いては、近藤啓吾先生『風葉集』の完成と若林強齋(『山崎闇齋の研究』昭和六十一年、神道史学会に所収)に詳しい。
- (3) 『日本道学淵源統録』卷之五(『楠本端山・碩水全集』所収)。

### 三、山本憲守退役一件

宝曆三年、山本家と松坊とが、社務執行行快によつて祇園社からの退役を命ぜられるといふ事件が起つた。この一件は、前掲の久保田博士論文にも紹介せられてゐる所であるが、その経過を『八坂神社文書』によつて追つていかう。当時の山本家当主・憲守(隼人)に「不埒之儀」ありとの、社人の藤岡幸四及び宝寿院の家来島田半之丞・長谷川

宗治・小林李之進の訴へに基き、行快は四月十一日、憲守と松坊（恐らくは当時五十九歳の順恵であらう）に対し退役を命じたのであつた。憲守と松坊は、これを不服として十五日に奉行所に訴へ、翌日行快もこれに応訴した。

この訴訟は約一年に亘る激しい争論となり、行快の姻戚である若狭小浜藩主の酒井家や、姫路侯酒井家をも巻込みつつ、翌年閏二月、行快と懇意であつた尼崎可翁・同通齋が仲介に入り、幸円が退役を命ぜられ、島田等三人にも暇が遣はされる一方、憲守は隠居し、その子の主計憲頭が社代となるといふことで決着を見た（松坊も再仕<sup>(1)</sup>）。

抑もこの一件の原因は、「社務執行宝寿院行快訴状控」（『八坂神社文書』一三三・二四）によると、幼年にて酒井家より養子に入つた行快は、憲守の父憲之以来、万事山本家に社務を任せてきたが、記録類を自由に持去るなど我儘な振舞が目立つ様になり、遂には

神前之除「香爐」、社僧を相止、自分神職を可「相務」所存有<sup>レ</sup>之儀奉<sup>レ</sup>存候、

一、今般出入根儀と申者、畢竟社僧之儀を捨、唯一之旨を立、俗躰之身分として、連々一社之仕置等可<sup>レ</sup>仕、単人存念より起候事と相見へ申候、

と行快が訴へてゐる如く、憲守が「社僧之儀」を捨て「唯一之旨」を立てて神仏分離を実行せんとしたことにあつたのである。

行快の訴状には、「隼人儀、社役人二而ハ無<sup>レ</sup>之ニ付、社頭之勤方一切無<sup>レ</sup>御座<sup>レ</sup>候、」とあり、祭祀には社代を全く関与させてゐないことを強調してゐるが、山本家は末社の日光社を預り、祇園会にも山車に供奉するなど、全く祭祀と無関係ではなかつた。更に前述の如く、明和年間に憲守の子憲頭が従五位下に叙せられてゐるのを見て、祇園社内<sup>(2)</sup>に於ける社代の地位は決して低いものではなかつたであらう。その山本家の明白なる神仏分離の活動は、行快等の守旧勢力にとつては許すべからざるものであつたらう。しかし『八坂神社文書』を検すると、この一件の後も社内の組織には変化は見られないから、憲守や松坊が主張した分離の実効は挙がらなかつた如くである。

さて、ここで問題とすべきは、憲守が主張したといふ「唯一之旨」に就いてである。単純に考へると、吉田家との関係が想定されるであらうが、この一件には松坊も同時に退役を告げられてゐることから見ると、山本家と松坊が、共に家学とする垂加神道に基いた行動であつたとするのが自然であらう。彼等の学問は、社僧の支配する所となつてゐる祇園社の現況を疑問とするまでに、その意識を高からしめてゐたといふことができるのではあるまいか。

垂加の神道説においては、素戔鳴尊の神徳に特別の注意が払はれてをり、中でも高天原を迫はれて、風雨の中を「辛苦」<sup>(たなみ)</sup>つつ根国に降り、遂に荒々しい神性を矯められて、清々の境地に到達せられたことが重視されてゐる。垂加流学説の集成ともいふべき『神代卷藻塩草』<sup>(3)</sup>は、これに就いて

此ノ如ク艱辛勞苦シ給ヒナガラ、根国へ流離シ降り給フニ懲ラセ給ヒ、荒金ノ暴悪ノ氣象モ變化シ、終ニ土金練熟シテ敬ミノ神徳ニ帰シ給ヘル者ハ、是則祓ノ徳タル所也。素尊莫大ノ功業ハ皆辛苦ヨリシテ成シ出シ給ヘリ。志アラン人ハ辛苦ノ字ヲ深ク味ヒ、備サニ嘗給フベシ。

と説いてゐる。

また山本憲蔭が心服し、松坊がその学を慕つた若林強斎は、屢々祇園社へ参詣して、次の歌を詠んでゐる。<sup>(4)</sup>

享保甲辰節分の夜、祇園に詣でてつらつら御神のいにしへを思ひ出で奉るに、おほよそ人の道を学び身を修めてその初に復るの目当となし奉る事、忝くもこの御神にまし侍るを仰ぎ奉りて

あなたふと神性たけきあらがねの敬みふかくすめる八重垣

無状身の罪過をはらひすて、万代までのかぐみとぞなる

また「祇園祭」と題しての詩に、<sup>(5)</sup>

瑞瓊八坂蔵「玲瓏」、禊祭年年神徳崇、

無状作為禳除去、清々心地土金功、

といふものもあり、強齋を始めとする垂加派の学者は、祓の徳を体现された素戔嗚尊を、万世の師表として仰いでゐたのである。

素戔嗚尊を奉祭する祇園社の祠官たちが、かうした講説を聞いて感奮し、垂加神道の魅力に惹かれていつたことは想像に難くない。そして、僧侶の手に委ねられてゐる祇園の祭祀のあり方は望ましくないと強い自覚が喚起され、神仏分離へ向けて実際の行動に出たのであつたらう。

#### 註

- (1) 以上『八坂神社文書』九五九「社務執行宝寿院行快口上覚案」、同二二七四「雑々入用覚書」による。
- (2) 三木正太郎氏「素戔嗚尊神徳觀の変遷」(『神道史研究』第十卷第六号、昭和三十七年に所収)。
- (3) 谷鶯老人(守井左京)編、元文四年刊。
- (4) 『統強齋先生集』。
- (5) 『強齋先生集』(『神道大系 論説編・垂加神道(下)』所収)。

### をはりに

祇園の祠官と垂加神道との関係は、元禄から明和頃までの時期しか確認できず、しかも宝暦の一件にては、神仏分離が達成されるまでには至らなかつたが、彼等が学問によつて、実際に神社内に於ける思想的活動へ駆立てられたといふ事實は、垂加神道の一神社に対する具体的影響の一例としても寔に意義深いこととせねばなるまい。

その後、明治維新を迎へると、祇園社に於いても社僧が復飾し、新たに社務職・正社官職・社官職・正祝職・祠官

職等が設けられ、社務執行の宝寿院は建内氏を称して社務職に、社僧の宝光院・神福院・竹坊はそれぞれ宝光井氏・神福氏・竹氏となつて正社官職に、同じく東梅坊・西梅坊・新坊・松坊は、それぞれ東梅氏・西梅氏・新宮氏・松宮氏を称して社官職に、社代山本家も正祝職に就くこととなつた。

神祇事務局が諸社に対して神仏分離を示達したのは、慶応四年（明治元年）三月十七日であるが、祇園社に於いては、これに先立つ同年二月、既に社僧の復飾を実施してをり、<sup>(1)</sup>新政府の強制を待たずに自発的な分離を行つてゐるのは注目に値する。これは社僧間にも神祇尊崇の空気が高まつてゐた事を示してゐよう。これを見れば山本家や松坊の垂加神道と結び付けるのは安易に過ぎるが、それが祠職たちを動かした意識の底流を形成してゐたといふ事はいへるのではなからうか。

註

(1) 以上、高原美忠氏「嘉永以後の八坂神社」(『神ながらの道』昭和四十四年、神道史学会に所収)による。